

5/7(土)「テロ防止」でどうする？どうなる？「私の安心」と「あなたの自由」にご参加を！

日時：5月7日(土) 13:30~16:30  
場所：名古屋 YWCA ビッグスペース  
参加費：500円



秘密保護法をはじめ、「テロ防止」、「安心」「安全」を掲げて個人の自由を制約する動きがどんどん強まっています。国家緊急権や共謀罪に対しても、「テロは怖いから仕方ない」という空気が一気に作られるかもしれません。でも漠然とした「私の安心」のために「誰かの自由」を際限なく犠牲にしているの？伊勢志摩サミットを目前に警察による相互監視奨励ポスターが貼り出されている今、洞爺湖サミットでの状況や、「テロ」という用語を安易に使うことの問題も考えながら、報告と参加者による討論の2部立てで行います。ぜひご参加を！

会員募集中！

秘密保全法に反対する愛知の会は、主に愛知県に住む弁護士や市民・市民団体が集まって2012年4月に結成した団体です。秘密保護法成立後も、全国ネットワークを呼びかけ、各地の「反対する会」と連携しながら、秘密保護法廃止に向けて元気に活動中！

今後のイベント情報 (ほんの一部)

- ★【名古屋】G7 サミットと安倍政権の目的  
5/8(日)13:30~@ウィルあいちセミナールーム5  
講演：小倉利丸さん  
資料代カンパ：800円
- ★【名古屋】憲法週間記念行事「立憲主義と18歳選挙権」  
5/15(日)13:30~16:30@中区役所ホール  
講演：長谷部恭男さん、高橋源一郎さん  
往復ハガキでの申込みが必要  
主催：愛知県弁護士会・名古屋市
- ★【名古屋】5.19 安倍内閣の暴走を止めよう！あいち集会&デモ  
5/19(木)18:30~@若宮大通公園、19:00~デモ
- ★【三重】どうする 平和、暮らし、ボクらの未来  
5/22(日)13:30~15:30@鈴鹿市民会館ホール  
講演：小林節さん
- ★【名古屋】パレスチナで何が起きているか？国連職員は見た！  
6/4(土)14:00~@名古屋市民活動推進センター集会室(ナディアパーク6階)  
講演：高橋宗瑠(そうる)さん(元国連人権高等弁務官事務所パレスチナ副代表。藤田早苗さんとともに国連に届けるべく秘密保護法の条文の英訳もされた)  
参加協力費：500円

【振込先】郵便振替口座  
008401312148550  
「秘密保全法に反対する愛知の会」

# 極秘通信

特定秘密保護法を廃止しよう！  
2016/5/3 第19号

「秘密保全法に反対する愛知の会」結成4周年を迎えました  
事務局長・弁護士 濱島将周

4月10日、ウィルあいちで、結成4周年の総会と記念講演会を開催しました。この4年間で、秘密法が制定され完全施行されるに至り、それどころか戦争法も制定されてしまいました。しかし、それでもまだ元気に総会を開催でき、200人ものみなさんにご参加いただけたのですから、たいした市民団体だと思います。

私たちはまだ希望を持っています。街頭アピール活動やデモ行動、ブログ等の更新や『極秘通信』の発行、学習会の開催や講師派遣活動など、これまでの取組みを継

続するとともに、さらに広く、民主主義・平和・自由・基本的人権をまもる活動をする市民と連帯していきます。秘密法と戦争法の廃止、これからが本番です！



日本政府の非常識なドタキャンでもう無理かも…と危惧していた国連人権委員会の特別報告者デイビッド・ケイさんの公式訪問が実現した。厳しい日程をやりくりして藤田早苗さんが4周年記念総会に駆けつけてくれた。特別報告者がドタキャンされた国を訪問するのは本当に稀有なこと。今回の公式訪問は日本の報道の問題をあきらめずに発信し続け、来日を要請し続けた藤田さんの働きのおかげだと思う。

お話の中でびっくりしたのは、藤田さんは人権や平和問題の活動家ではなかったということ。藤田さんは2013年の9月にネットサーフィンをしていて日本政府の秘密保護法案を知った。調べれば調べるほ

ど国連の自由権規約19条に違反していることがわかったが、それを誰も指摘しない。「自分がやるしかない」と腹をくくって藤田さんは法案を英訳して国連人権委員会に訴えたのだ。これが始まりだった。2013年の暮れ、愛知の会は藤田さんの講演を企画した。ウィルあいちの大会議室は藤田さんの講演を聴こうと集まった人々で超満員だったが、これが最初の講演だったという。その折り返し谷弁護士から「覚悟しなさい。あなたは公安警察にマークされていますよ」と教えられたという。

デイビッド・ケイさんの報告書がでて日本政府は回答書を出すことになる。これを生かして運動を広めよう。国境なき記者団など国際社会の良心的な人々は日本の報道について大変危惧している、国際世論を味方につけて日本の報道の自由のためにがんばろう、と藤田さんは締めくくった。

秘密保全法に反対する愛知の会

【Eメール】 no\_himitsu@yahoo.co.jp  
【ブログ】 http://nohimityu.exblog.jp

【TEL】 052-910-7721 【FAX】 052-910-7727  
【facebook】 https://www.facebook.com/nohimityu  
【ツイッター】 https://twitter.com/himitsu\_control

総会記念講演  
森英樹さん「憲法から考  
える「安全」と「安心」」  
会員 近藤ゆり子



**「何が秘密か、それは秘密だ」**  
冒頭、秘密保護法の運用の実態について話されました。2013年の国会審議の中で各方面からの厳しい批判をかわすべく数々設けられた「監視機関」は何ら機能せず、国会議員を含めた国民は、何が隠されているのかさえわからない状態に置かれています。

この問題意識の時代背景には、ベルリンの壁の崩壊―ソ連崩壊、1991年湾岸戦争以後の対「テロ」戦争などがあります。冷戦が終わって核戦争の恐怖から逃れ、明るい未来のヒューマンセキュリティが展望できるかにみえた一方、新自由主義グローバルイズムの跋扈によって深刻な「格差社会」が進行し、生活安全、食の安全が脅かされ、地球規模の環境問題などが生じてきました。人々の関心は、ともすると「平和・人権・民主主義」よりも「安全・安心」に傾いていったのです。

**近代憲法文書の「安全」と「安心」**

米・仏・独の憲法形成過程の文書に触れながら、safety（権利としての「安全」）と security（将来の不安に対する統治システムとしての「安心」）との違いについて話されました。

権利としての security は近代刑事司法原則の形成と展開に繋がり、他方、不安に対する security system は消極国家から積極国家へ

の変遷に伴って様々なレベルで展開してきました。治安・公安、社会保障、「国家安全保障」etc.。先生は、「統治・政府の任務としての security は、具体的な個々の人間の生命・生存・生活の確保・維持・発展を現実にはかることで構築する「安心」のシステムのことであり、本来は、生きて生活する人々の場である生活世界のところで、その保障のあり方を構想すべきである。この原点を離れると、根拠薄弱な「不安」を理由に過剰な「安心」を求めて、非合理的・非人間的な security システムを追求することになりやすい」と纏められました。とても深い示唆と感じました。

また、「公権力が人権・権利を侵害する」だけではない、社会の内部からの権利侵害(例：ヘイトスピーチ)が起こっています。こうした現代社会にどう向き合うのか。安全の問題なのか、安心の問題なのか？何が原則でどう限界付けるべきか？私たち市民一人一人が人権の問題を正面から考え、議論する必要性がますます高まっています。

**「講演を聴いて」**

森先生は、戦後の進歩的勢力、革新的勢力は、「平和と民主主義」を唱えてきたが、「自由」への言及は少なかった、と、自省も込めて指摘されました。今年の総会では「：表現の自由に対する抑圧・攻撃が強まっていることに対し、これに抵抗し、表現の自由を守り自由な市民社会を実現するための取り組みを入れる」という会の方針を採択しました。当会として「個人」「自由」の理解を一層深めていくべきときに、とても時機に合ったご講演を頂くことができました。

**国連人権理事会特別報告者デイビッド・ケイ氏の記者会見要旨**  
事務局次長 弁護士 中川匡亮

日本における言論・表現の自由の現状を調べるため来日した国連特別報告者デイビッド・ケイ氏は、2016年4月19日、暫定の調査結果を発表しました。以下がその発言要旨です。

**今回の調査**

日本政府の招待を受け、12日から19日にかけて、言論の自由に関して調査を行いました。政府の高官や、マスコミの代表者、記者、市民らに面会しました。記者の大半は微妙な情報の提供については匿名を条件に調査に応じてくれました。

**特定秘密保護法、政府の圧力、放送法とマスメディア**

特定秘密保護法は、特定秘密の定義がいまいです。記者を処罰しないことを明文化すべきで、法改正を提案します。同法の適用を

監視する専門家からなる独立機関の設置も必要です。特定秘密保護法や政府による絶え間ない圧力によりメディアの独立が深刻な脅威に直面しています。調査では政府に批判的な記事に延期や取り消しが行われていることが分かりました。

高市早苗総務相が放送法4条を根拠に政治的に公平でない放送を繰り返す放送局に電波停止を命じる可能性に言及したことは、メディアへの脅しとなります。政府は放送法4条を廃止し、メディア規制から手を引くべきです。

また、政府は学校教科書で従軍慰安婦問題など第二次世界大戦時の戦争犯罪をどう扱うかで介入しており、国民の過去の歴史を知る権利を妨げています。

他方、メディア側についても、いわゆる記者クラブは、フリーランスの記者らの情報アクセスを妨げており問題があります。メディアの幹部が政府の高官と会食するなど密接な関係を持つ

ているのもメディアの独立性の観点から懸念材料です。

こうした環境もあいまって、特定秘密保護法は、重大な社会的関心事に関するメディア報道を委縮させる効果を生んでいます。例えば、内部告発者保護体制が弱いことは、ジャーナリスト自身が処罰を恐れ情報入手に萎縮的となり、ひいては情報源の枯渇につながるでしょう。これにより特に影響を受ける可能性があるのは、原子力産業の未来、災害対応、安保政策など公共の関心事についての報道です。

**ヘイトスピーチ**

日本は、広範囲に適用できる差別禁止法を採択しなければなりません。そうした法律を整えば、ヘイトスピーチに対する政府の対応が、差別との闘いにより影響をもたらさずでしょう。

**インターネット**

ネット上の自由の分野で、政府の介入度合が極めて低いことは、世界のモデルとなり得ます。政府が盗聴に関する法律やサイバー



記者会見をするDavid Kayeさん (共同通信より)

セキュリティへの取り組みを検討する際、こうした自由の精神が保たれることを願っています。

**デモ**

政府への抗議デモでは、警察による参加者の記録など不必要な制限が懸念されます。特に沖縄でのデモでは逮捕者が多く出るなど過度な権力の行使があり、引き続き注視が必要です。

以上のように、ケイ氏は、来日調査の結果、特定秘密保護法や政府の圧力の影響により報道は萎縮しているとの見方を示しました。この報告の意義は重く、政府は真摯にこの報告を受け入れる必要があります。